



2025 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 旅 工 房
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 祐 樹
(コード番号：6548 東証グロース)
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 田 村 健 二
E-mail：ir@tabikobo.com

**当社の元代表取締役に対する損害賠償請求等訴訟の提起および
当該元代表取締役が保有する当社株式等についての仮差押決定に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、当社元代表取締役の在任中の職務執行に関し、会社法第 423 条第 1 項に基づく任務懈怠による損害賠償責任を追及する訴訟を提起する予定である旨、監査役より報告を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起する予定の裁判所及び年月日
 - (1) 裁 判 所 東京地方裁判所民事部
 - (2) 提訴時期 提訴準備が整い次第、速やかに
2. 訴訟を提起する者（原告）

名 称 株式会社旅工房
代表者 常勤監査役 黒田潤
3. 訴訟を提起する相手方（被告）

当社元代表取締役（後述の調査報告書中の「A前社長」）

4. 訴訟の内容

当社は、2025 年 8 月 29 日付「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の受給に関する特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」および同年 9 月 1 日付「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の受給に関する特別調査委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社が受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金に関する申請内容の精査を要する疑義等について、特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。その後、当該調査結果に基づいて、監査役において元代表取締役を含む旧経営陣に対する責任追及について検討を進めてまいりました。

この度、当社は、上記 3 の当社元代表取締役について、雇用調整助成金の受給にあたり、休業中の対象従業員を稼働させることを発案し、実際にこれを行わせており、また、かかる実態を秘して雇用調整助成金の受給申請を行うことが不正受給に該当することを認識しながら、実態と異なる虚偽の受給申請を行い、これを承認し続けていたものであり、こうした点などにつき、会社法第 423 条第 1 項に基づく任務懈怠責任が認められると判断し、当社が被った損害について損害賠償請求訴訟を提起するものです。

なお、当該損害賠償請求に関連して仮差押決定（裁判所：東京地方裁判所、発令日：令和 7 年 9 月 11 日及び令和 7 年 10 月 3 日）がなされております。当該仮差押決定に基づき、当該元代表取締役が保有する当社株式合計 1,373,900 株（数値は各証券会社（第三債務者）提出の陳述書による。）等について仮差押えが完了しています。

5. 損害賠償請求額

損害額については現在精査中ですが、少なくとも、返還することとなった雇用調整助成金のうち、不正受給を行っていなければ本来受け取ることができた雇用調整助成金が損害に含まれます。また、返還することとなった雇用調整助成金にかかる違約金及び延滞金相当額、特別調査委員会による調査費用等が損害に含まれます。

6. 今後の見通し

本件訴訟の提訴時期、損害賠償請求額につき、今後、確定しましたら速やかに開示いたします。

本件訴訟の係属および判決の帰趨によっては、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります、現時点において2026年6月期の業績に対する具体的な影響は未定です。

また、本件訴訟の対象である元代表取締役以外の当時の経営陣に関する訴訟についても検討を進めておりますが、現時点では、訴訟提起の要否、具体的な訴訟対象者や請求額は未定です。今後、重要な進展があった場合には、速やかに開示いたします。

以上